　第２１号議案

　　品川区営住宅条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和５年２月２１日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区営住宅条例の一部を改正する条例

　品川区営住宅条例（平成９年品川区条例第３９号）の一部を次のように改正する。

　第６条第１項第２号中「。）」の次に「または東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成３０年東京都条例第９３号）第７条の２第２項の証明を受けたパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同条第２項各号列記以外の部分中「親族」の次に「またはパートナーシップ関係の相手方」を加え、ただし書を削り、同条第４項第３号中「同居親族」を「同居者」に改める。

　第８条第１項第２号中「親族」の次に「もしくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

　　　付　則

　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

　（説明）使用者の資格等において、東京都パートナーシップ宣誓制度の証明を受けた者を親族と同様に扱うほか、規定を整備する必要がある。